



4月から変わります…

**4月1日から**

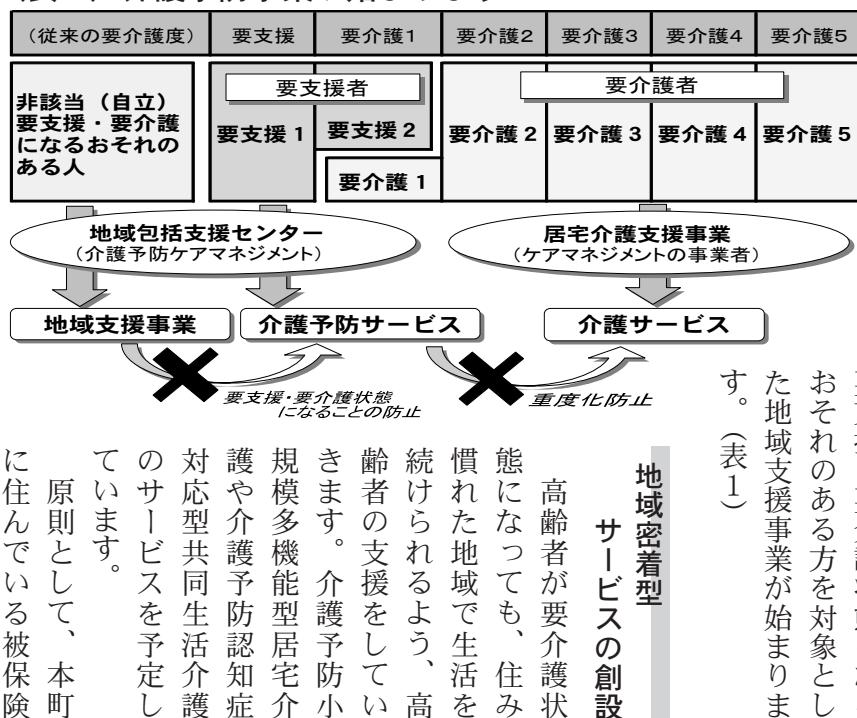
## 介護保険制度が変わります

その2  
介護保険

元気な人がなるべく要介護にならないように「介護予防事業の実施」や、また要介護になってからも地域で自立した生活が送れるように「地域密着型サービスの創設」などを行い、高齢者を連続的に支えていくことになりました。



(表1) 介護予防事業が始まります



高齢者が要介護状態になつても、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の支援をしていきます。介護予防小規模多機能型居宅介護や介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを予定しています。原則として、本町に住んでいる被保険

### 地域包括支援センターの創設

住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的

に担う地域の中核機関として、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支えていきます。

### 主な4つの機能

■ 介護予防マネジメント

■ 総合相談・支援

■ 権利擁護事業

■ 包括的・継続的マネジメント

### 介護予防事業の実施

要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスや要支援・要介護状態になるおそれのある方を対象とした地域支援事業が始まります。(表1)

### 地域密着型 サービスの創設

また、保険料の年金からの天引きは、老齢・退職年金のみが対象となっていましたが、遺族年金や障害年金も対象となります。天引きは10月から開始されます。

第1号被保険者の保険料の区分、納入方法の変更になります。

所得の低い方への保険料の軽減を図るため、現行の第2段階（本人及び世帯全員が住民税非課税者）を合計所得金額及び課税年金収入が80万円以下の方とそれ以外の方の2つに区分されます。

者のみが対象となります。

ほかにも次のことが変更になります。

ほかにも次のことが変更になります。

第1号被保険者の保険料の区分、納入方法の変更になります。

所得の低い方への保険料の軽減を図るため、現行の第2段階（本人及び世帯全員が住民税非課税者）を合計所得金額及び課税年金収入が80万円以下の方とそれ以外の方の2つに区分されます。

### 要介護認定の申請代行の限定

適正な申請のために、居住介護支援事業所、介護保険施設による申請の代行は、法令で定められた事業所、施設のみ認められます。ま

た、新設される地域包括支援センターも認められます。

### 特定疾病の見直し

第2号被保険者（40～64歳の方）の介護保険で対象となる病気（特定疾病）に「がん（医師が回復の見込みがない状態と判断したものに限る）」が追加され、16疾病が指定されます。

### 介護支援専門員の調査を実施します

4月から介護支援専門員の資格を有する人は、氏名や住所などを変更した場合の届出が義務付けられます。これに先立ち、広島県では名簿の登録情報を更新するための調査を実施していますので、変更がある人は必ず届け出てください。

問合せ先 広島県介護保険指導室

TEL513-3206 (福祉課)

福祉課  
問合せ先

高齢者福祉係  
TEL  
820-5605

(福祉課)